

日本アルコール産業株式会社法

(平成一七年四月二 日法律第三二号)

一、提案理由(平成一七年三月二九日・参議院経済産業委員会)

国務大臣(中川昭一君) おはようございます。

日本アルコール産業株式会社法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

平成十一年四月に閣議決定されました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画を着実に実施し、行政改革を一層推進していくことは重要であります。このため、本閣議決定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のアルコール製造部門を暫定的な特殊会社とすること等により、アルコール専売民営化の総仕上げを行うべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からアルコール製造部門のすべてを引き継ぐ暫定的な特殊会社として日本アルコール産業株式会社を設立することとし、その設立に必要な手続を定めます。

第二に、設立後の会社の経営の健全性及び安定性を確保するため、事業計画や重要な財産の譲渡等について経済産業大臣の認可を必要とすることとします。

第三に、アルコール専売の廃止に伴う激変を緩和するため五年間を目途に設けていた暫定措置を終了するなど、所要の措置を講じます。

なお、新たに設立する特殊会社につきましては、政府は二年以内に保有する株式の売却を開始し、できる限り早期に完全売却を図ることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、参議院経済産業委員長報告(平成一七年四月一日)

佐藤昭郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中央省庁等改革基本法に基づく国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画を実施するため、アルコールの製造に関する事業等を行う日本アルコール産業株式会社を設立するとともに、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によるアルコールの製造業務及び販売業務を終了する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、機構のアルコール事業民営化に向けた取り組み方、アルコール販売自由化による民業圧迫への懸念、民営化後における品質管理体制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの

と決定いたしました。

なお、本法律案に対して三項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年三月三十一日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 日本アルコール産業株式会社の民営化に当たっては、二年以内のできるだけ早い時期に民間への株式売却を開始すること。また、株式の完全売却に当たっては、円滑な消化と会社経営の安定が得られるよう努めること。
- 二 日本アルコール産業株式会社の経営に当たっては、引き続きコスト削減や経営の合理化に取り組むなど経営体質の強化に努めるとともに、その成果が需要家等に還元されるよう、指導・監督すること。
- 三 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール製造部門の日本アルコール産業株式会社への移行に際しては、職員の雇用及び処遇に不利益とならないよう十分配慮すること。

右決議する。

三、衆議院経済産業委員長報告（平成一七年四月一四日）

河上覃雄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

続きまして、日本アルコール産業株式会社法案について申し上げます。

本案は、平成十一年四月に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」を着実に実施し、アルコール専売民営化の総仕上げを行うものでありまして、その主な内容は、アルコールの製造事業等を行う日本アルコール産業株式会社を設立するとともに、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によるアルコール製造業務及び一手購入・販売業務を終了する等の措置を講ずるものであります。

本委員会においては、去る四月一日本案に関し中川経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月八日質疑を終了し、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年四月八日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 日本アルコール産業株式会社（以下、「特殊会社」という。）の民営化に向け、特殊会社の株式を売却するにあたり、公正性及び透明性を確保するとともに、確実かつ早期の民営化を実現できるよう、会社の更なる業務・経営効率改善とともに、アルコールの品質や需給の適正なバランスの確保に万全を期するよう、指導・監督を行うこと。

- 二 アルコール製造工場が地域経済の発展に貢献してきたこと等にかんがみ、新エネルギー・産業技術総合開発機構から特殊会社への移行に当たっては、職員の雇用と待遇について当該職員が不当に不利益を被ることがないように、十分配慮すること。
- 三 特殊会社が競争力を維持するため、アルコール製造業務に支障を与えない範囲において新事業分野に積極的に取り組むとともに、その成果が需要者等に還元されるよう、指導・監督を行うこと。また、特殊会社の民営化に向け、適切な経営体制を確立するとともに、適切な人材を広く内外から起用するよう、厳格に取り組むこと。